

岩手県議会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

岩手県議会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局代決専決規程（昭和44年岩手県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長が不在のときは、<u>課長補佐</u>がその事務を代決する。</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第6条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>重要な照会、報告、回答、届出等</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>陳情書等</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>特別傍聴券の交付</u>に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>広報</u>に関すること。</p> <p>(課長共通専決事項)</p> <p>第7条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>課長補佐の超過勤務命令及び休日勤務命令</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>職員</u>の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。</p> <p>(4) <u>課長補佐</u>の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(5) <u>照会、報告、回答、届出等</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>公文書の開示の決定</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>個人情報の開示、訂正及び利用停止</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>その他前各号に準ずる事項</u>に関すること。</p> <p>(課長補佐共通専決事項)</p> <p>第8条 <u>課長補佐</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>職員</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(2) <u>職員</u>の休暇に関すること。</p>	<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長が不在のときは、<u>管理主幹又は当該事務を担当する担当課長</u>がその事務を代決する。</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第6条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>局の業務の基本方針の決定</u>に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>重要な照会、回答、報告、通知、届出等</u>に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>広報の企画及び県民の要望の処理</u>に関すること。</p> <p>(課長共通専決事項)</p> <p>第7条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>課の事務の処理方針の決定及び実施</u>に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>管理主幹及び担当課長</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(4) <u>管理主幹及び担当課長</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(5) <u>管理主幹及び担当課長</u>の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(6) <u>照会、回答、報告、通知、届出等</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>その他前各号に準ずる事項</u></p> <p>(管理主幹及び担当課長共通専決事項)</p> <p>第8条 <u>管理主幹及び担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>課の担当事務の実施</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>課長が指定する職員</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(3) <u>課長が指定する職員</u>の休暇に関すること。</p>

(3) 軽易な照会、報告、回答及び通知に関すること。

2 前項に定めるもののほか、課長補佐は、課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(総務課長専決事項)

第9条 総務課の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。
- (2) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (3) 職員の営利企業等の従事許可及び職務専念の義務免除に関すること。
- (4) 職員の育児休業の承認に関すること。
- (5) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (6) 職員の衛生管理に関すること。
- (7) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (9) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (10) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。
- (11) 公文書事務の指導に関すること。
- (12) 公文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (13) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (14) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (15) 自動車の管理に関すること。
- (16) 被服の貸与に関すること。
- (17) [略]

(4) 職員の軽易な服務に関すること。

(5) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。

(6) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出等に関すること。

(7) 公文書の開示の決定に関すること。

(8) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。

(9) その他前各号に準ずる事項

(課長指定職員専決事項)

第9条 課長が指定する職員は、次に掲げる事項及び管理主幹又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の休暇に関すること。

(総務課の課長、管理主幹及び担当課長の専決事項)

第10条 総務課の分掌事務について、課長、管理主幹及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

課長専決事項

(1) 特別傍聴券の交付に関すること。

(2) 職員の厚生福利及び安全衛生管理に関すること。

(3) [略]

管理主幹専決事項

(1) 職員の営利企業等の従事制限及び職務専念義務免除に関すること。

(2) 職員の育児休業の承認に関すること。

(3) 公文書事務の指導に関すること。

(4) 公文書の受領、配布及び発送に関すること。

- (5) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (6) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (7) 庁用自動車の管理に関すること。
- (8) 被服の貸与に関すること。

認定任用担当課長専決事項

- (1) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。
- (2) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (3) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (4) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の設定又は改定に関すること。
- (5) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の設定又は改定に関すること。
- (6) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の設定又は改定に関すること。
- (7) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の設定又は改定に関すること。

(議事調査課の課長及び担当課長の専決事項)

第 11 条 議事調査課の分掌事務について、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

課長専決事項

- (1) 会議に付する文書の受付及び配付に関すること。
- (2) 広報の実施及び軽易な県民の要望の処理に関すること。

議事担当課長専決事項

- (1) 会議録の原稿の閲覧及び謄写の承認並びに会議録の配布に関すること。
- (2) 議決結果の処理に関すること。
- (3) 議決証明書の発行に関すること。

政務調査担当課長専決事項

- (1) 県政に関する資料の収集に関すること。
- (2) 自主調査及び依頼調査に関すること。
- (3) 岩手県議会情報公開審査会の庶務に関すること。
- (4) 県政調査会の庶務に関すること。
- (5) 図書室の管理に関すること。
- (6) 議会史編さん資料に関すること。

(議事課長専決事項)

第 10 条 議事課の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議録の原稿の閲覧及び謄写の承認に関すること。
- (2) 議決結果の処理に関すること。
- (3) 議決証明書の発行に関すること。

(政務調査課長専決事項)

第 11 条 政務調査課の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 県政に関する資料の収集に関すること。
- (2) 自主調査及び依頼調査に関すること。
- (3) 図書室の管理に関すること。
- (4) 議会史編さん資料に関すること。
- (5) 県政調査会の庶務に関すること。
- (6) 岩手県議会情報公開審査会の庶務に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。